

2020 年 04 月 08 日

新型コロナウイルス影響拡大に伴う認定調査の対応について(その 2)

添付ファイルをダウンロードする

▶ [新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて\(その4\)](#)

 44.6KB

[八千代市]>[八千代市からのお知らせ]

新型コロナウイルス影響拡大に伴いまして当市では下記の対応を行います。

新規・区分変更・要支援者の介護申請・・・調査場所を問わず、従来どおり調査を行います。

更新申請・・・別紙「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」にもとづき、調査場所を問わず、認定調査が困難な場合は認定有効期間を 12 ヶ月延長します。「第9号様式 介護保険要介護認定・要支援認定(更新・変更)申請書」の提出は必要です。